

(参考 3) 復興財源 (B 型肝炎対策財源を含む) としての税制措置概要

1. 所得税

- ・ 現行の所得税額に対して 4.0%の時限的な付加税を創設する。
- ・ 平成 25 年 1 月から平成 34 年 12 月までの措置とする。
- ・ 納税義務者・源泉徴収義務者は所得税の納税義務者・源泉徴収義務者と同じとする。
- ・ 平成 23 年度税制改正(給与所得控除等の見直し)による増収分を財源措置として活用する。これらの施行時期は平成 24 年分からとする。

2. 法人税

- ・ 平成 23 年度税制改正(法人実効税率の引下げ+課税ベース拡大)の実施とセットで、法人税額に対して 10%の時限的な付加税を創設する。
- ・ 付加税は、平成 24 年度から平成 26 年度までの措置とする。
- ・ 課税標準は法人税額とし、納税義務者は法人税の納税義務者と同じとする。
- ・ 平成 23 年度税制改正の施行時期は平成 24 年度からとする。

3. たばこ税

- ・ たばこ税やたばこ特別税と別途に、たばこ 1 本に対し 1 円のたばこ臨時特別税を創設する。
- ・ 課税標準や課税対象、納税義務者などは、現行のたばこ税と同じとする。
- ・ 平成 24 年 10 月から平成 34 年 9 月までの措置とする。

4. 相続税

- ・ 平成 23 年度税制改正(相続税増税+贈与税減税)を確実に実施し、その施行時期は平成 24 年からとする。

5. 個人住民税

- ・ 現行の個人住民税の均等割の標準税率を時限的に 1 年につき 500 円引き上げる。
- ・ 平成 26 年度分から平成 30 年度分までの措置(特別徴収については、平成 26 年 6 月から平成 31 年 5 月まで)とする。
- ・ 平成 23 年度税制改正(給与所得控除等の見直し)による増収分を財源措置として活用する。これらの施行時期は平成 25 年度分(平成 24 年分所得)からとする。

6. 地方たばこ税

- ・ 現行の地方たばこ税の税率を、時限的にたばこ 1 本に対し 1 円引き上げ、純増分を財源措置として活用する。
- ・ 平成 24 年 10 月から平成 29 年 9 月までの措置とする。

7. その他

- ・ 臨時的な税制措置の趣旨を明確にする観点から、所得税付加税、法人税付加税、たばこ臨時特別税の名称をそれぞれ、「復興特別所得税」(仮称)、「復興特別法人税」(仮称)、「復興特別たばこ税」(仮称)とする。
- ・ 三党合意等を踏まえ、地球温暖化対策のための税の導入など、上記以外の平成 23 年度税制改正事項についても与野党協議を行い、その実現を目指す。